

福祉インフラ民有地マッチング協議会設置要綱

28福保総企画第335号
平成28年11月10日

(目的)

第1条 民有地や空き家等を活用した保育所等の整備を進めることを目的として、東京都及び不動産情報を有する団体等で構成する福祉インフラ民有地マッチング協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(取組内容)

第2条 協議会は、前条に掲げる目的を達成するため、各構成団体と連携の上、物件情報の共有方法や、公的支援をはじめとする施設整備に係る情報提供方法などについて協議する。

(構成)

第3条 協議会は、別表に定める機関及び団体をもって構成する。

(座長)

第4条 協議会に、座長を1名置く。

2 座長は、東京都福祉保健局次長とする。

3 座長は、会務を総括するとともに、総会の議長を務める。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、東京都福祉保健局総務部企画政策課に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

附則

この要綱は平成28年11月10日から施行する。

別表 福祉インフラ民有地マッチング協議会構成団体一覧

区分	名 称
不動産業界	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会
	公益社団法人全日本不動産協会東京都本部
	特定非営利活動法人日本地主家主協会
金融機関	株式会社みずほ銀行
	株式会社三菱東京UFJ銀行
	株式会社三井住友銀行
	みずほ信託銀行株式会社
	一般社団法人東京都信用組合協会
その他	東京都農業協同組合中央会
行政	東京都